

七会村埋蔵文化財発掘調査（試掘）報告書 第5集

# 塙・北遺跡

七会村教育委員会

平成13年11月30日

## 例　　言

1. 本報告は、西茨城郡七会村大字塙子字塙に所在する、塙・北遺跡における試掘調査の報告である。
2. この調査は、七会村営住宅塙団地計画事業に係わる、埋蔵文化財の確認調査である。
3. 調査は、平成13年10月19日・22日・23日・24日の4日間実施した。
4. 調査は、七会村教育委員会が主体となり、同村建設課及び文化財保護審議委員の協力を得て実施した。
5. 調査担当は、萩原義照（岩瀬町文化財保護審議委員・笠間市史編纂専門委員）能島清光（笠間市文化財保護審議委員・笠間市史編纂専門委員）によって行われた。
6. 試掘調査の整理や報告書の作成、編集は、調査担当者と七会村教育委員会事務局が行った。
7. 試掘調査に、携わった関係者は下記の通りである。

・七会村文化財保護審議委員

|        |          |                  |
|--------|----------|------------------|
| 阿久津 忠一 | ・仲 田 嘉 吉 | ・片 岡 大 賸         |
| 森 茂 春  | ・小 林 健 二 |                  |
| ・調査員   | ・萩 原 義 照 | ・能 島 清 光         |
| ・協力者   | ・平 賀 要   |                  |
| ・建設課   | ・和 気 力   | （補佐）・富 田 和 明（補佐） |
| ・教 委   | ・鈴 木 義 忠 | （局長）・山 口 利 春（補佐） |
|        | ・小 林 克 成 | （係長）             |

# 目 次

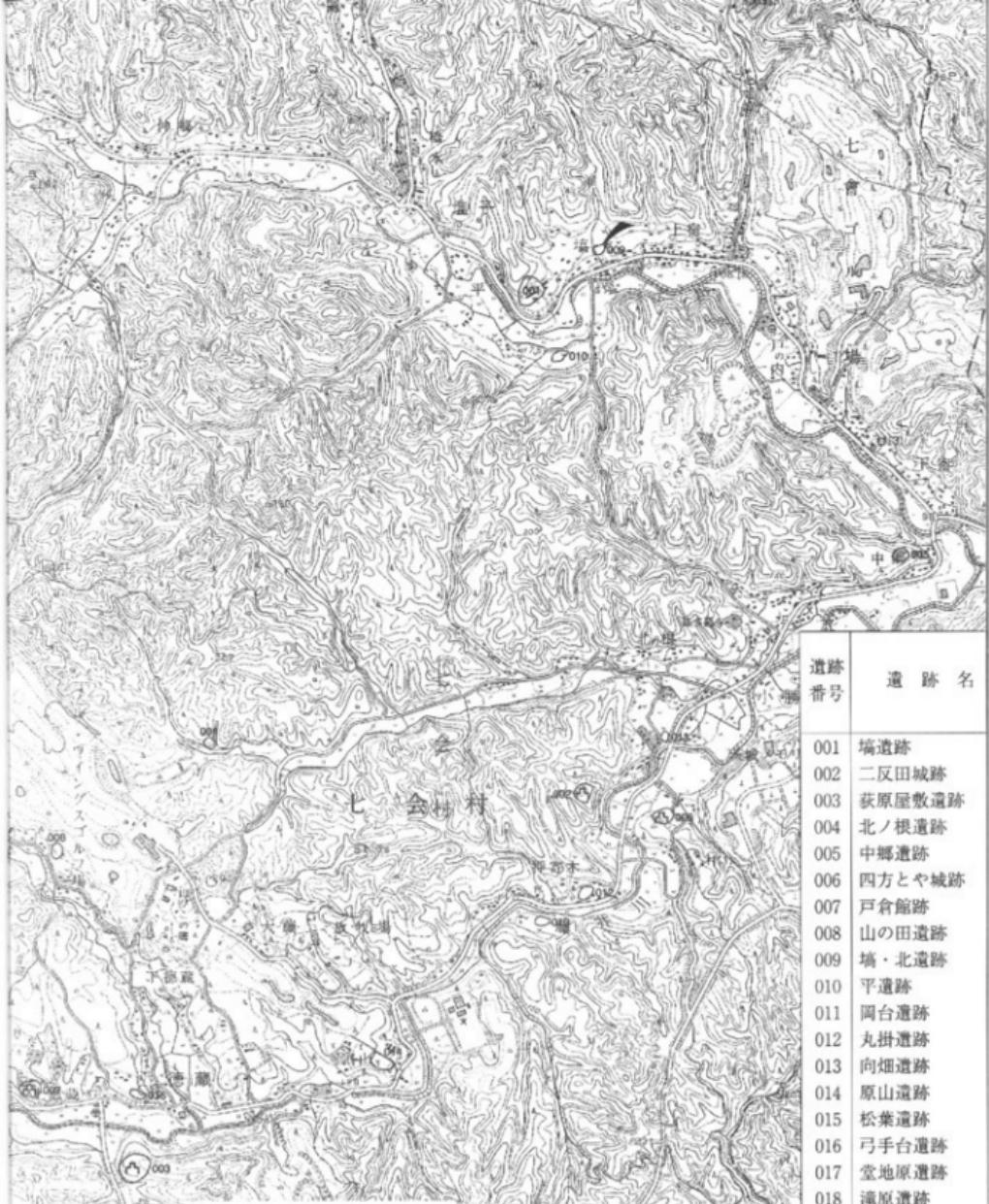
## 例 言

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1. 調査に至る経過 .....  | 2  |
| 2. 遺跡の位置と環境 ..... | 3  |
| 3. 調査の概要 .....    | 4  |
| (1) 調査方法 .....    |    |
| (2) 基本層序の検討 ..... |    |
| (3) 遺構の確認 .....   | 6  |
| 4. 出土遺物 .....     | 11 |
| ま と め .....       | 12 |

## 挿 図 目 次

|                        |      |
|------------------------|------|
| ・第1図 七会村遺跡位置図 .....    | 1    |
| ・第2図 基本土層図 .....       | 4    |
| ・第3図 調査区トレングチ設定図 ..... | 5    |
| ・第4図 トレングチ土層断面図 .....  | 9・10 |
| ・第5図 土器拓影図 .....       | 11   |

## 図 版 目 次



第1図 七会村遺跡位置図

## 1. 調査に至る経過

七会村は、「住宅開発基本計画」に基づき、山村の特色を生かして、「活力のある村」の構築を目指し、ここ塩子地区塙2750番地外に「村営住宅塙団地造成事業」を計画した。

これにより、平成13年8月8日付けをもって、七会村は、担当の村建設課を通し、村教育委員会に対し、「埋蔵文化財の有無及びその取り扱いについて」の照会を出した。

造成事業計画地は、平成11年9月村教育委員会において実施した、遺跡の見直し調査により新発見遺跡として、遺跡台帳に登載した「塙・北遺跡」が所在するところである。

村教育委員会は、その取り扱いについて、遺跡の再確認のため「塙・北遺跡」の立地条件、遺物の散布状況等の現況調査を行った。段差のある斜面の表土は後方山林からの流入によって砂礫が堆積され、また土器の散布も見られない状況であった。以上表面調査の限りでは、地下遺構の存在は極めて薄いと考えられたため、先ず遺跡の範囲、性格を知るために地下遺構や遺物を確認する必要があるとの見地から緊急に試掘調査を実施することにした。

## 2. 遺跡の位置と環境

「塙・北遺跡」の所在する地域は、南に石尊山と呼ぶ237mの三角状の山と、それに連なる山並みがあり、その山下に西方から流れる小河川の塩子川が蛇行している。北西には花山と呼ぶ山並みと、北から東にかけて石峯山、その奥に高取鉱山のある山並みがあり、これらの山々に包まれた盆地状の台地に位置する。

なお、この遺跡から南西300mほどのところに七会村立東小学校があって、その周辺に塙遺跡がある。当該遺跡は、ここから北東に位置することから「塙・北遺跡」と称したと思われる。

この遺跡の現況は、県道水戸・茂木線から花山緩やかな谷を北上する村道の東側標高110～120mほどの台地状に拓かれた畑地である。この畑地の内、西側村道沿いの地番2750-1幅40mの畑地は茶畠で、畑一面に砂利と礫が混じっていて硬い。なお最近まで南端に35m<sup>2</sup>ほどの小屋が建っていた。この畑以外の東側一帯の畑地は、良好な土質で野菜等の耕作地であり、地形を概観すると、北から南にかけて、2m前後の緩斜面をもち、部分的に1mほどの地表を切り落した段差がみられる。

この台地は、北方の山々を背に南面に耕作地が広がり、陽あたりも良く、比較的緩かな地である。

なお、この台地上の雑地の中に墓地が点在し、寺跡もあったとの口承もある。またこの台地南東には鹿島神社もあって、塩子の宿として、いにしえより集落の可能性をもつ環境であったと思われるが、遺跡の性格、範囲等については把握されていない。

### 3. 調査の概要

#### (1). 調査方法

- ① 幅1.5m法面切りバケットのバックホーを導入して、トレンチ法によって調査する。
- ② 工事計画では、東西のほぼ中央部分にメイン道路を設け、北側台地は切土として南下に移動、一部段差をつけることになっている。そこで、メイン道の中心杭から、南北にほぼ10mのトレンチを設定する。但し地形、耕作地等の状況により、一部トレンチの長さを変更する。
- ③ トレンチは30m間隔に幅3m（バックホーサイズ1.5mの2倍）南北に5本を設定し、遺跡の状況に応じて5mほどのトレンチを西から東に設定する。
- ④ トレンチ内の出土遺物の有無や落込み状況を観察し、落込みや焼土等については、性格把握のため一部周辺を拡張して試掘する。
- ⑤ 土層観察はトレンチ側面等と必要に応じてテストピットによって観察し、遺跡の有無を判断するための資料を得る。

#### (2). 基本層序の検討

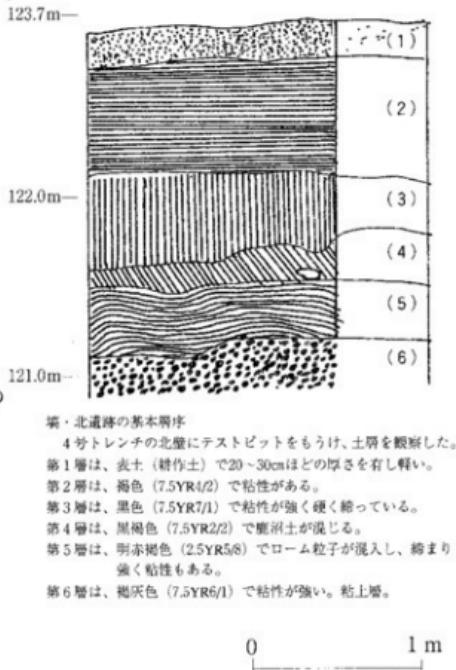
調査区内の地形は、段差をもった緩斜面であり、層序や層厚が一定しているとは限らない。堆積砂礫層のない調査区第4号トレンチ北端上部に、方2mのテストピットを設定して観察した。

土層名は、上位から(1)、(2)、(3)として、トレンチ内の土層番号とは区別した。

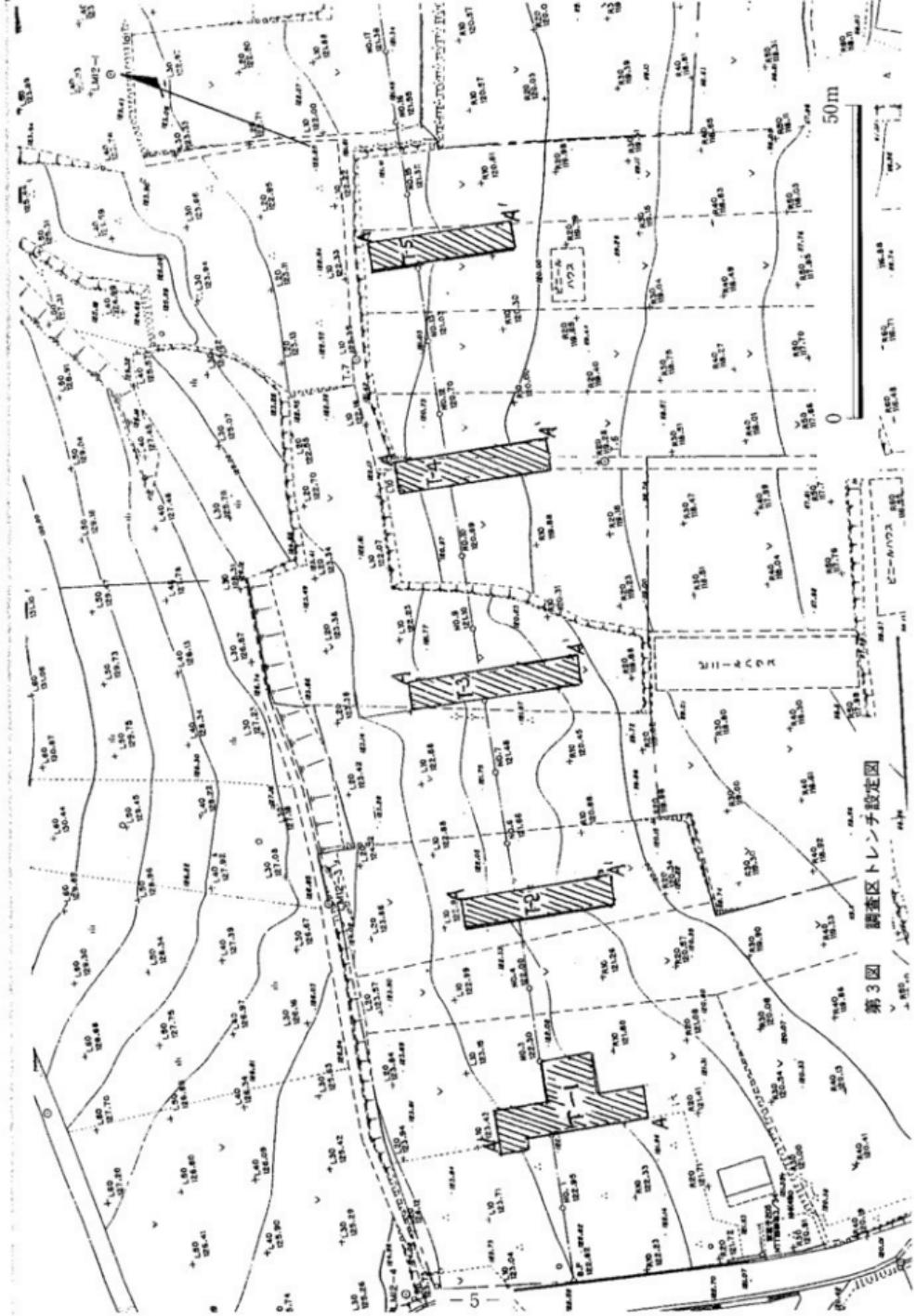
塙・北遺跡の基本層序は、第2図のとおりである。

色相は、「新版標準土色帖」（小山正忠・竹原秀雄編著・日本色研事業株式会社発行）によった。

第2図 基本土層図



第3図 調査区トレチ設定図



### (3). 遺構の確認

#### ① 1号トレント

##### 第1次調査

- ・耕作地があるため、設定トレントを4mほど下げ、バケット一掻き約20cmづつ慎重に進めたが、茶木の根と砂利や礫で地表は硬くはかどらない。
- ・約50cmほどで砂利とローム混入地層に、長方形（幅50cm、長さ350cm）と円形（約1m）の落込みを確認する。
- ・トレント西端基点より8mほどとさらに7mの2地点に焼土、木炭、灰混入の円形土坑を確認する。
- ・東西トレント内に360cm×350cmの方形落込みを確認する。ここに陶質土器1片出土する。

##### 第2次調査（落込み解明のためのトレント周辺の拡張と試掘）

- ・長方形落込みは、表土拡張すると幅160cm、長さ350cmで住居跡の形態ではなく、出土品もない。
- ・円形落込みを縦割にした調査によると、20cmほどで出土品はない。
- ・焼土、木炭、灰混入土坑からブリキ缶、針金、焼木等が出土した。
- ・住居跡の形態をもつ落込みは、出土品や遺構が埋没している可能性もあったので、ベルトを設定し、2区画を試掘した。ここは砂利、礫が混入した土層で出土品はなく、遺構もない。しかしローム層まで土層観察のため、掘削を進めた。

##### 1号トレントの所見

- ・方形状の落込みは、出土品及び遺構もなく住居跡ではない。また焼土等のみられる円形の土坑は、焚火跡である。
  - ・砂利、礫の混入地層は、北方の山々からの谷ぞいに位置していて、長年に亘って、大雨等によって土石が押し流され地層が形成されたものと推定される。
  - ・地主の話によると、茶畠となるまえ富田 昇氏居宅があり、移転後は、ここに小屋を建て、一部露地として利用していたという。
- この地表が硬く、傾斜が他のトレントと比べて緩やかなのは、整地して利用していたことが推測される。なお焚火跡は、最近ここにあった小屋や不要物を、大きな穴を掘り、ここで焼却したという。かなりの規模で焼却したことが推定される。以上のことから、出土遺物や遺構はなく、ここには遺跡は所在しないと判断する。

## ② 2号トレーニング

### 第1次調査

- ・メーン道路中心杭から北へ12m標高123.1m地点より、トレーニングをいれる。
- エンボー、一撞でローム層となり、黒土層は極めて薄い。
- ・トレーニング3mほど南へ掘り進むと、方形土杭を確認する。
- ・さらに5mほどの地点で陶質の須恵器破片3点が出土する。表土より約35cmの深さである。
- ・トレーニングの土層に砂利、礫の混入はなく南へ掘り進むにつれ、ローム層は表土より深くなる（土層断面図参照）。

### 第2次調査

- ・方形土杭（50cm×80cm）確認のため発掘したが、30cmと浅く出土品はなかった。
- ・調査区域外の、2号・3号トレーニング上の土手状雑地に五輪塔の宝珠（空・風輪）と塔身（水輪）が置かれている。地主によると、以前にこの周辺の畠地から耕作中に出土したという。五輪塔の出土地点は開発区域外ではあるが、確認調査の要望があったので調査を進めた。
- ・表土より30cmでローム層となり、ここに壊状カワラケ数点出土した。また周辺に円形の焼土跡を確認した。
- ・さらに30cmほど掘り込むと石敷と思われる10cm前後の石数個と五輪塔の笠石（火輪）と石臼の一部が出土した。

### 2号トレーニングの所見

- ・2号トレーニングは、高低差3.11mで、北に高く、南に低い。1号トレーニングに比べ急傾斜である。
- ・ローム層も表土より北に浅く南に向かって徐々に深い。これは地形上、腐葉土等の流れ込みがあったと思われる。なお1号トレーニングに見られる砂利や礫の混入はなく、この地点には、谷からの影響はなかったと思われる。
- ・出土した五輪塔の笠石は、以前出土した五輪塔のものである。この笠石の軒の反りと、宝珠頂部の凸起から、五輪塔は江戸期のものと判断される。供養用のカワラケが出土していることから、江戸時代に墓地があったと推定される。
- ・2号トレーニング出土の陶質の須恵器破片は、この墓地に関係したもので骨つば片とも考えられる。

・その他、2号トレンチ内に出土品はなく遺構も確認されず、遺跡は所在しないと判断される。

### ③ 3号トレンチ

・調査区のほぼ中央部に設定した、標高122.17～120.0mを測る。各トレンチとも北高南低の斜面である。耕作土は北側は浅く南へ深く下がっている。

・これは耕作土（表土）が、南裾部へ流れ込んだもので、ここの地形的条件によるものと思われる。

・土層の一部に攪乱状も見られるが、全体に土層は均一で変化は見られなかった。

・トレンチ内からの遺物としては、埋土中から羽状の縄文土器破片1点が発見されたが、住居跡その他関係遺構は確認されない。

### ④ 4号トレンチ

・3号トレンチの東へ約30mの地点に設けられ、北から南へ斜面に沿って除土した。

・層序は、表土、褐色土、黒色土、ローム層へと全く変化は見られなかった。このことは、地下遺構確認のための重要な手掛かりとなるものである。当初から、ここには遺構の存在は極めて薄と見られていた所である。

### ⑤ 5号トレンチ

・調査区の東端、標高122.33m～120.40m地点の斜面に設定したトレンチである。斜面下方東南の裾部（標高117.42m）に、地区の氏神鹿島神社が鎮座する。

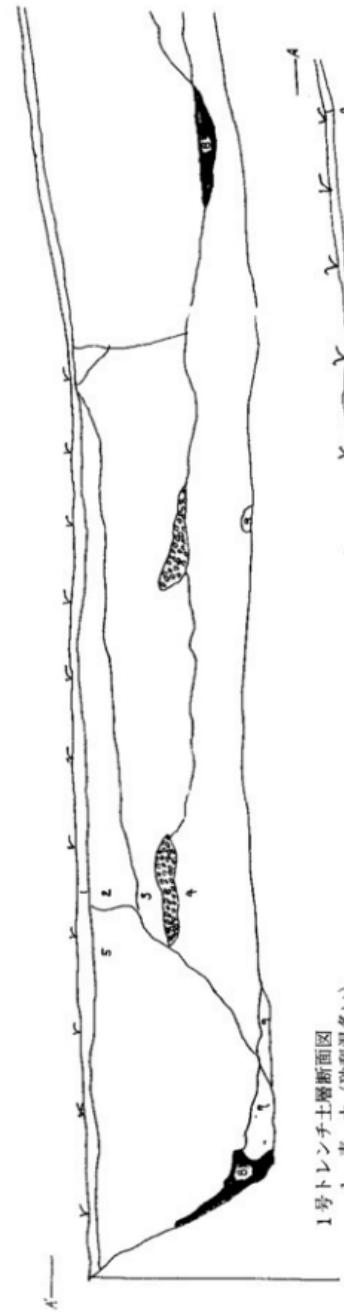
・本トレンチ北東に隣接する畠地は、調査区外であるが、調査前現地調査の際地表面に土器の散布が見られたところである。今回の試掘では、遺構の存在が一番期待されたところである。

・本トレンチは、先の1号、2号調査地のように、砂礫の混合層はなく、黒い耕作土が堆積している。しかし長期の農作業による深耕のためか、土層面は、攪乱がみられた。

・表土下60cmの床面に、土坑状とトレンチャによると思われる溝状の落込みも見られたが、遺構に結びつくものではなかった。

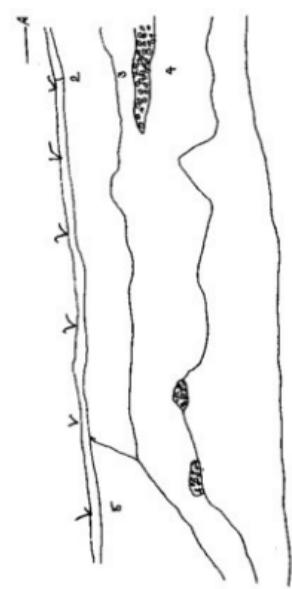
・遺物としては、同じ床面北壁に接して、羽状の縄文土器破片1点が出土採集された。

・他に設定したトレンチと同様な状況の試掘結果であるため、遺構の発見は期待出来ないと考え、トレンチを増設することは断念した。



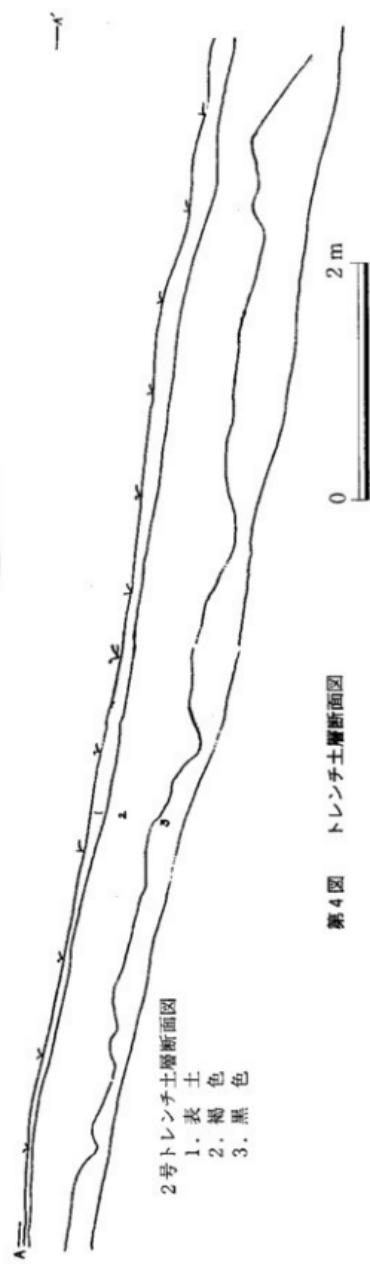
1号トレンチ土層断面図

1. 表土 (砂利混多)
2. 黒褐色 (砂利混)
3. 褐色
4. 黒色
5. 焼却用土坑 (土砂、雜物混)
6. 砂利塊
7. 燃土
8. 木炭
9. ローム

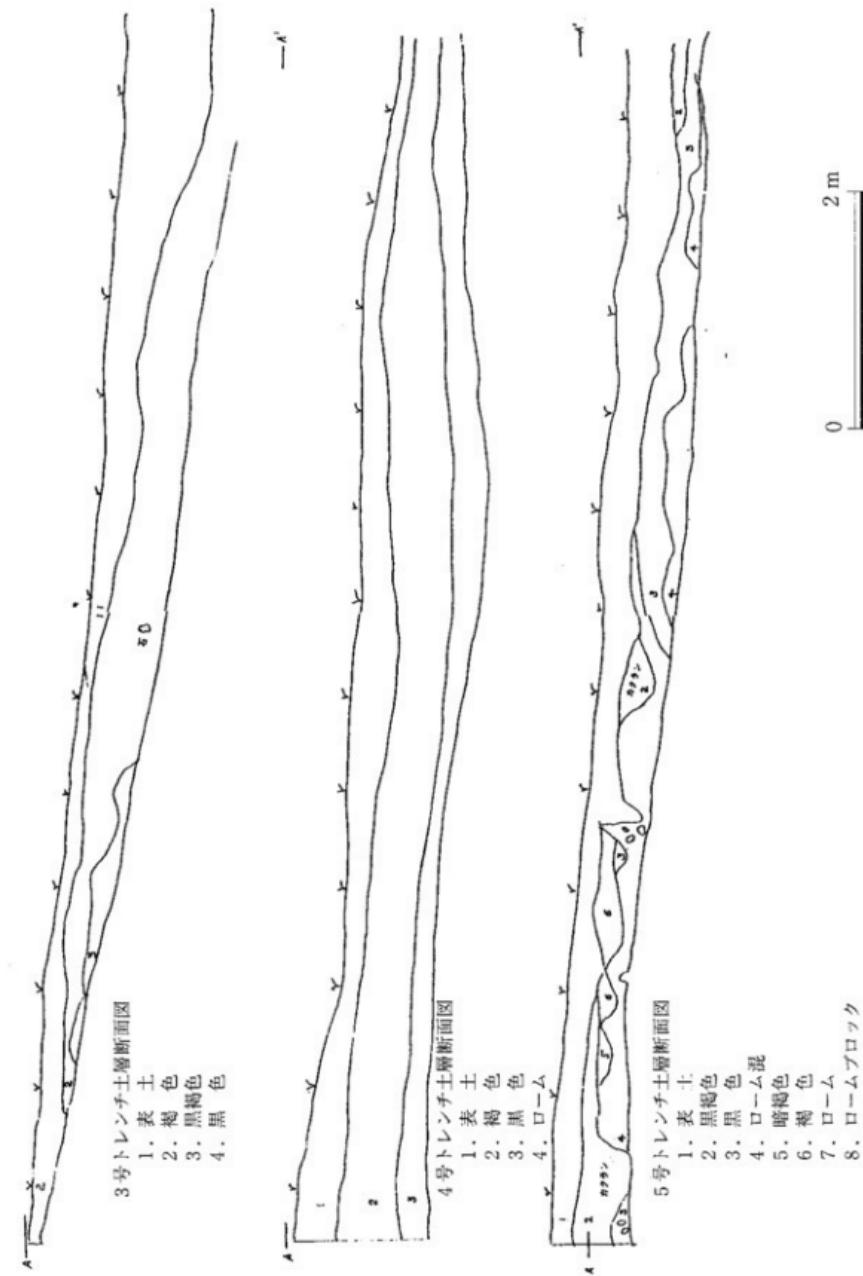


2号トレンチ土層断面図

1. 表土
2. 褐色
3. 黒色



第4図 トレンチ土層断面図

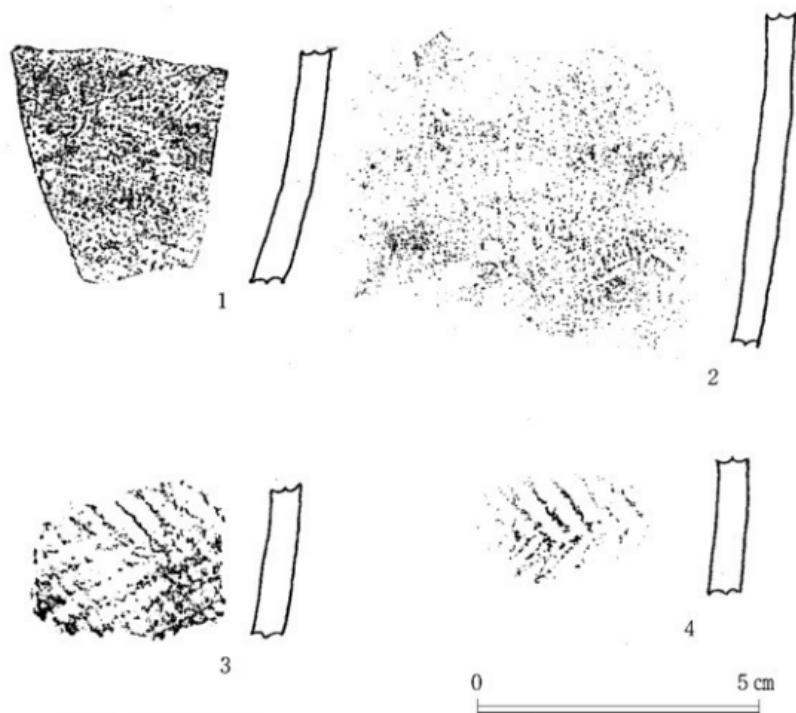


## 4. 出土遺物

確認トレーナーからの出土遺物として、1号から1片、2号から3片、3号から1片、5号から1片が出土採集されたのみである。

図1は、赤褐色の陶器の胴部の小破片、器形不明。図2は、陶質須恵器の土器3片、胴部破片、器形不明、手法内外面ともヘラ削り、外面はさらにハケ目の成形痕がみられる。色調は灰色、胎土は砂、石英が混じり焼きは硬い。図3・図4は縄文土器破片で、縄文前期に比定される羽状縄文（拓影図）である。

羽状縄文とは、縄文の走行の違うものが、鳥の羽根のように合わさってできた施文で覆われている。この種の代表的なものに、関山式（埼玉県）土器がある。



第5図土器拓影図

## まとめ

「村営住宅塙団地」の造成に伴う塙・北遺跡の確認調査（試掘）は、以上の通りで、埋蔵文化財（集落跡等）は所在しない。調査の範囲は造成地の面積から見て広いとは言えない。しかし、今回調査した地点は地形的条件によって土砂が流入される斜面上は、原始・古代人の住環境としても好条件とは思われない。

わずかながら、羽状縄文の破片が埋土中から出土採集されたことは、あるいは、この付近や東小学校周辺台地（塙遺跡＝発掘調査済）に、住居跡及び関連遺構が存在していたかもしれない。

また、隣接地から近世の五輪塔、カワラケ、石造物などの出土を見た。ここは近世の寺跡があったとも伝承されている。

この地区は、中世塙籠莊が置かれ、鎌倉幕府の有力御家人である、地頭和田氏の領するところ、また鹿島神領でもあったことを考えると、集落は鹿島神社周辺に形成され、中央との交流のあったことも考えられる。

近世に至っては、鉱山採掘が盛んに行われ、街道も整備され、宿場も発達し人馬の往来も賑やかに宿場が形成された所であろう。

ここに過疎化の解消と、「活力ある村づくり」を目指し、住宅団地の建設を計画したことは、意義ある大事業と言わなければならない。

住宅団地造成予定地は、七会村埋蔵文化財包蔵地ではないかとして、遺跡台帳に登載された「塙・北遺跡」のため、遺構確認のための試掘調査を実施したがその結果、前述の通りであるので本掘調査の必要は認められない。しかし埋蔵文化財の特殊性を理解され土木工事に当たっては慎重に進められるよう願って、試掘調査の報告とする。

以上